

様式第14号（第25条関係）

上士町民指令第48号

一般廃棄物処理業許可証

住所 河東郡上士幌町字上士幌東2線226番地

株式会社 光栄工業

氏名 代表取締役 長屋 光男 様

令和6年3月13日に申請のあった一般廃棄物処理業については廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、次のとおり許可する。

事業の範囲	収集・運搬・中間処理・最終処分の別	中間処理
	取り扱う一般廃棄物の種類	抜根・草木・枝・流木・スキ取物ボサ・長いも（茎、葉）・伐木・火災に伴う廃棄物類（災害）・災害に伴う廃棄物（ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、紙くず類、廃プラスチック類、金属くず、がれき類・繊維くず・石綿含有一般廃棄物）・不法投棄物処理委託業務による一般廃棄物
営業所の所在地及び名称		河東郡上士幌町字上士幌東2線289番地 株式会社 光栄工業 萩ヶ岡処理場
許可期間		令和6年4月1日 令和8年3月31日
一般廃棄物の収集を行うことができる区域		
許可条件	収集した廃棄物の搬入場所	河東郡上士幌町字上士幌東2線289番地 株式会社 光栄工業 萩ヶ岡処理場
	その他の	1. 廃棄物の処理及び清掃に関する法令及び町条例を遵守すること。

令和6年3月15日

上士幌町長 竹中

